

選挙あるあるクイズ

問1 選挙で使われる投票用紙、実は普通の紙とは少し違います。何が違う？

- ①実はプラスチックでできている
- ②実は鉛筆でしか書けなくなっている
- ③実は水に溶かして処分できるようになっている

問2 得票数が同じ候補者がいる場合、当選人の決定方法は？

- ①決選投票をする
- ②くじ引きで決める
- ③もう一度選挙をする

問3 候補者が投票を依頼するためにはいけないことは？

- ①各家庭に電話をかける
- ②各家庭を訪問する
- ③葉書を送る

問4 政治家ができることは？

- ①選挙区内の友人が病気で入院したので、見舞金を持っていく
- ②正月に遊びに来た選挙区内に住む18歳の孫にお年玉をあげる
- ③選挙区内で行われるお祭りに、お酒の差し入れをする

問5 投票所に朝一番に来た人だけが出来ることは？

- ①入場の時、テープカットをすることができる
- ②投票箱の中を見ることができる
- ③開票作業を見学することができる

裏面もあります

問 6 次のうち、選挙運動として法律上認められていないものはどれ？

- ①選挙カーから名前を連呼する
- ②無作為に電話する
- ③名前入りのティッシュを街頭で配る

問 7 参議院議員選挙を行うための国の予算はいくら？

- ①約 5 億円
- ②約 5 3 億円
- ③約 5 3 5 億円

問 8 A 市に住む X さんは、3 月にとりきの B 市に引っ越しました。4 月になって A 市と B 市の市長選挙があった場合、X さんが投票できるのは？

- ①A 市長選挙は投票できるが、B 市長選挙は投票できない
- ②B 市長選挙は投票できるが、A 市長選挙は投票できない
- ③どちらの選挙も投票できない

問 9 ある選挙に「佐藤 A 男」と「佐藤 B 子」が立候補しました。このとき、「さとう」とだけ書いて投票された票はどうなる？

- ①「佐藤 A 男」と「佐藤 B 子」に半分ずつあん分される
- ②「佐藤 A 男」と「佐藤 B 子」の得票数に比例してあん分される
- ③無効票となる

問 10 選挙の時に見るポスター掲示板。何枠作るかは、どうやって決める？

- ①選挙の種類ごとに法律で定められている
- ②選挙管理委員会が立候補者数を予想する
- ③前回の選挙の時の立候補者数にあわせる